

公示番号：190058

国名：ミャンマー

担当部署：地球環境部環境管理グループ環境管理第一チーム

案件名：環境影響評価（EIA）制度整備及び能力向上支援（EIA 審査ツールの開発及び能力向上研修）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：EIA 審査ツールの開発及び能力向上研修
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年5月中旬から2020年11月下旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 1.40M/M、現地 9.17/M、合計 10.57M/M
- (3) 業務日数：
 - ・ 第1次 国内業務 5日
 - ・ 第1次 現地業務 55日
 - ・ 第2次 国内業務 5日
 - ・ 第2次 現地業務 55日
 - ・ 第3次 国内業務 5日
 - ・ 第3次 現地業務 55日
 - ・ 第4次 国内業務 5日
 - ・ 第4次 現地業務 55日
 - ・ 第5次 国内業務 5日
 - ・ 第5次 現地業務 55日
 - ・ 最終帰国後整理期間 国内業務 3日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：4月17日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

（https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf）をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019 年 5 月 8 日（水）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ①業務実施の基本方針 16 点
- ②業務実施上のバックアップ体制等 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ①類似業務の経験 40 点
- ②対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
- ③語学力 16 点
- ④その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務	環境影響評価に係る人材育成業務
対象国／類似地域	ミャンマー／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ミャンマー政府は、環境セクターにおける行政管理を強化するために、2011 年 9 月に林業省を環境保全林業省（以下、MOECAF）に再編成した。その後、2012 年に環境保全法を施行し、同年に環境に係る国家的管理を強化することを目的に MOECAF 内に同法の実施責任部局である環境保全局（以下、ECD）を新設した。

2016 年 4 月には、政権交代に伴い、より包括的な天然資源および環境管理を担う行政組織として MOECAF を再編成し、天然資源環境保全省（以下、MONREC）が誕生した。

一方、現在、ヤンゴン、マンダレーの都市部を中心に、適切な環境管理に係る対応が追い付いていないという実態が顕在化しつつある。これは MONREC の職員自体、林学をバックグラウンドとする者が多く、環境管理に関する基礎知識や経験をほとんど有していないことにも起因している。

ミャンマーでは、アジア開発銀行による支援で作成され、2015 年 12 月に施行された省令、環境影響評価の手続きに関する省令（Environmental Impact Assessment Procedures：以下、EIAP）によって、環境影響評価（Environmental Impact Assessment：以下、EIA）もしくは初期的環境調査（Initial Environmental Examination：以下、IEE）の実施を定めており、EIA/IEE 承認を受けたあとに、環境法遵守認証（Environmental Compliance Certificate：以下、ECC）の承認を得ることが必要となっている。また、EIA 及び IEE のいずれも適用しない案件は環境管理計画

(Environmental Management Plan : 以下、EMP) を作成することになっている。

EIAP では、8 分野（国家案件、エネルギー開発、製造業、農業・畜産・林業、廃棄物・排水処理、地下水開発、インフラ及びサービス、運輸、工業）の中の 141 種の事業につき、その事業規模に応じて EIA もしくは IEE の提出義務が定められている。

現在、EIAP が施行されて 3 年以上が経過したが、許認可待ちの累積レポート数は 2,500 件以上にのぼっており、EIA 審査手続きの停滞が顕著である。ECD の人員不足及び職員の能力・経験の不足に起因する審査能力の低さに加えて、環境影響が限定的と考えられる小規模な事業についても EIA 提出が必要なことや週に一度しか開催されない EIA 報告書審査会で審議される案件数の少なさ（1 回の委員会で審議される件数は 2～3 件程度）等、審査手続きに係る制度上の課題も審査が停滞する要因の一つである。

このような状況の中、JICA は 2015 年～2018 年に「水環境管理及び環境影響評価制度の能力向上プロジェクト」を実施し、人材育成やマニュアル整備等を通じた EIA 審査能力向上を支援した。しかしながら、提出される EIA レポートの増加に対応するため、ECD は現在職員を大幅に増加する計画を進めており、また、本省のみならず地方事務所の職員にも EIA 審査を担わせる方針としているところ、新たに EIA 審査の担当として配属・雇用された職員の人材育成が大きな課題となっている。また、抜本的な課題解決に向けては、EIAP を含む既存の制度を見直すことが必要不可欠である。以上から、中小企業を含む本邦企業等による各種投資案件に係る迅速かつ効果的な EIA 審査の実現に向けて、人材育成及び制度面の両面から支援を実施することが求められている。

以上を踏まえ、ミャンマー政府は、EIA 審査ツールの開発及び能力向上研修にかかる技術的支援を行う専門家（本業務従事者）並びに既存 EIA 法制度・手続きの改善に向けた分析及び能力向上研修にかかる技術的支援を行う専門家の 2 名を要請した。前者は EIA 審査ツールの改善・アップデートや ECD 職員への研修・OJT の実施等を通じて ECD 職員による EIA 審査の効率化・迅速化に向けた支援を行う一方、後者は関連法制度の改善に向けた提案や EIA の普及・啓発に係る活動を通じ、EIA 制度が有効に機能する社会的な環境の整備を支援するものである。

なお、専門家派遣期間は 3 年間で予定しており、本業務従事者はそのうちの前半 1.5 年を担当するものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、ECD を C/P 機関とし、これまでの EIA 審査に係る先方の準備状況及び「水環境管理及び環境影響評価制度の能力向上プロジェクト」で実施した支援内容を踏まえ、C/P による EIA 審査の効率化・迅速化に向け、①EIA 審査に必要な支援ツールの開発・更新及び活用の支援、②EIA 審査能力の向上に資するような C/P 機関に対する助言・指導、③EIA 審査能力の向上に資するような研修プログラムの立案・実施支援を行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

【全派遣期間共通業務】

- ① EIA 審査の運用状況や EIA 支援ツールの活用状況等を確認した上で、必要に応じて EIA 審査マニュアル等の EIA 支援ツールのアップデート・改善・修正を C/P と

共同で行う。その際、エラーの修正等のみならず、新たに策定された各種ガイドライン類の内容を踏まえたアップデートや未対応プロジェクト類の追加など、ECD と協議の上で、EIA 審査の効率化・迅速化につながる改善や機能強化を行うこと。

- ② C/P 機関をはじめとする EIA の審査を担う機関に対し、EIA 審査に関する研修プログラムの立案・実施支援を行う。なお、ECD における地方事務所での EIA 審査の方針等を確認した上で、ECD 本部職員のみならず地方支部職員の能力強化を図るため、地方支部における研修を実施する。研修の詳細な形式については第 1 次現地業務期間中に ECD と協議し決定するものとするが、講義・演習等の座学と現場実習を組み合わせた実践的な研修プログラム（2～3 日程度を想定）とし、地方開催の場合は各都市の産業構造等の特性に合致した内容の研修が期待される。研修開催回数についても ECD と協議の上で決定するものとするが、第 2～5 次現地業務期間において、各渡航最低 1 回の研修を実施することとする。
- ③ C/P による EIA 審査の実施を支援するため、C/P の要望に応じ必要な助言・指導など、審査業務に係る OJT を実施する。
- ④ C/P が作成予定の EIA 等調査を行うローカルコンサルタントを対象としたマニュアルの開発を支援する。
- ⑤ 現地業務結果報告書(和文・英文)を作成し、C/P 及び JICA ミャンマー事務所に報告する。

【全国内作業期間共通業務】

- ① 現地業務結果報告書 (和文・英文)を JICA 地球環境部に提出し、報告を行う。
 - (1) 第 1 次国内業務期間 (2019 年 5 月下旬)
 - ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書等を参照し、プロジェクトの背景・現状を把握するとともに、ミャンマーの環境影響評価の概況及び各ドナーの支援状況を把握する。
 - ② JICA 地球環境部及びミャンマー事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容・業務実施方針などを整理する。
 - ③ 上記収集した情報に基づき、本業務における業務方針・方法などについて記述したワークプラン (和文・英文) を作成し、JICA 地球環境部による確認を得る。併せて、JICA ミャンマー事務所にもデータを送付する。
 - (2) 第 1 次現地業務期間 (2019 年 6 月上旬～2019 年 7 月下旬)
 - ① 現地業務開始時に、JICA ミャンマー事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務内容について説明をおこなう。
 - ② C/P 機関に対するヒアリング等を通じ、必要に応じてワークプランの見直しをおこなう。
 - ③ C/P 機関に対し、ワークプランを最終化するためのキックオフミーティングを開催する。また、EIA の関係機関に対する研修の実施計画について、C/P と協議の上検討する。
 - ④ 「水環境管理及び環境影響評価制度の能力向上プロジェクト」で開発した EIA 審査マニュアル等の EIA 支援ツールについて、運用状況等を確認し、アップデート・修正に向けたプランを C/P と共同で策定する。また、策定され

たプランに基づき、支援ツールのアップデート・修正作業を C/P と共同で実施する。

- ⑤ EIA 等調査を行うローカルコンサルタントの現況分析及び課題の抽出を行った上で、ローカルコンサルタント向けのマニュアルの開発に向けたプランを策定する。
- (3) 第2次国内業務期間(2019年8月上旬)
【全国内作業期間共通業務】を実施する。
 - (4) 第2次現地業務期間(2019年9月下旬～2019年11月下旬)
【全派遣期間共通業務】を実施する。
 - (5) 第3次国内業務期間(2019年12月上旬)
【全国内作業期間共通業務】を実施する。
 - (6) 第3次現地業務期間(2020年1月下旬～2020年3月下旬)
【全派遣期間共通業務】を実施する。
 - (7) 第4次国内業務期間(2020年4月上旬)
【全国内作業期間共通業務】を実施する。
 - (8) 第4次現地業務期間(2020年5月下旬～2020年7月下旬)
【全派遣期間共通業務】を実施する。
 - (9) 第5次国内業務期間(2020年8月上旬)
【全国内作業期間共通業務】を実施する。
 - (10) 第5次現地業務期間(2020年8月下旬～2020年10月下旬)
 - ① 【全派遣期間共通業務】を実施する。
 - ② 全期間における活動を総括し、専門家業務完了報告書(和文)を取りまとめ、JICA ミャンマー事務所に報告する。また、C/P 機関及び必要に応じてその他の関係機関に対し、内容の説明を行う。
 - (11) 最終帰国後整理期間(2020年11月)
 - ① 専門家業務完了報告書(和文)を JICA 地球環境部に提出し、上記の活動報告及び全期間の総括を行うとともに、今後の協力の課題と対応に関する提言を行う。

【留意事項】

- (1) 同期間に実施予定の案件「環境影響評価(EIA)制度整備及び能力向上支援(既存 EIA 法制度・手続き改善分析及び能力向上研修)」と協議の上、相互の業務を通じた支援の相乗効果が発揮されるよう努める。なお、C/P に対する会議招集等、相互の業務に関連する各種調整業務は、主として本業務従事者が担うものとする。
- (2) 業務の実施に際しては、可能な限り関連会議やドナー間会合等に参加し知見の共有を行うと共に、世界銀行の支援によって開設される予定の Safeguards

Learning Center（以下、ラーニングセンター）での研修等、各ドナー間の活動が相乗効果を発揮するよう留意し、当該分野におけるドナー間協力の発展に資する活動となるよう努めること。

- (3) 2018年1月の「ミャンマー天然資源・環境保全省及び日本国環境省の政策対話 共同声明」において、日本国環境省と MONREC は環境影響評価に係る協力活動の一部を JICA と連携して実施するとしており、これに基づき日本国環境省は2018年度よりミャンマーにおいて EIA に係る研修を実施している。本業務従事者は、日本国環境省による研修の具体的な内容等を踏まえ、共同で研修を実施するなどの連携が期待される。
- (4) 本業務従事者に対しては、現地で事業展開する本邦企業等より、EIA 制度に係る照会が寄せられる可能性がある。その場合には、照会に応じ必要な関連情報を提供すること。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) ワークプラン（第1次国内業務期間中に、本業務全体のワークプランを作成する。必要に応じ、各現地業務活動期間中に改訂を行う。和文2部及び英文3部。）
本業務において実施する業務内容を関係者と共有するために作成する。業務の具体的内容（案）などを記載する。
- (2) 現地業務結果報告書（各派遣終了時。和文2部及び英文3部。）
ただし、第5次現地業務結果報告書（和文）は（3）専門家業務完了報告書をもって代えることを可能とする。
- (3) 専門家業務完了報告書（和文3部）
記載項目は以下のとおり。
 - ① 業務の具体的内容
 - ② 業務の達成状況
 - ③ 業務実施上直面した課題とその対処
 - ④ プロジェクト実施上での残された課題
 - ⑤ その他C/P と協働して作成した各種マニュアル等の技術協力資料も添付して提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。また、現地派遣中の業務従事月報を作成し、JICA 地球環境部へ提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒ヤンゴン⇒日本を標準とします。
- (3) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、JICA ミャンマー事務所より本コンサルタントに対し、臨時会計役を委嘱する予定です。(本経費は、契約に含みませんので、見積書への記載は不要です)

- ・通信費
- ・消耗品費等
- ・会場借上げ費等の賃料借料(ワークショップ・研修開催費用)
- ・ヤンゴン⇄ネピドーの往復航空券、及び他都市での業務出張が必要な場合の旅費

臨時会計役とは、会計役としての職務(例:現地業務費の受取り、支出、精算)を必要な期間(例:現地出張期間)に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

(3) 直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、2019 年度単価を上限とします。

<https://www.jica.go.jp/announce/information/20190306.html>

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現在想定されている各次現地派遣期間及び国内準備期間の日数割り振りは現時点での計画であり、今後事業進捗等に応じ本専門家および JICA 間の協議により詳細派遣計画を決定する予定。なお、第 1 次現地派遣期間については、ミャンマーの専門家受入手続き終了後に決定することとする。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

第 1 次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舎手配

第 1 次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ

ネピドー、ヤンゴン、その他業務計画書に基づき承認された国内移動に対する移動車両の提供

エ) 通訳傭上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

本コンサルタント及び JICA ミャンマー事務所が状況に応じてアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

MONREC 内における執務スペース提供

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部環境管理第一グループにて配布します。入手を希望する方は、代表アドレス (gegem@jica.go.jp) 宛に、

メール件名で案件名を明示してメールをお送りください。

- ・ 「ミャンマー国水環境管理及び環境影響評価制度の能力向上プロジェクト (EIA 技術マニュアル及び審査)」業務完了報告書

- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② ミャンマーの受入手続き等の事情により、履行期間他の契約内容の変更があり得ます。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ミャンマー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上